

# ○核燃料物質等の運搬の届出等に関する事務取扱要領

〔 令和 5 年 3 月 2 2 日 〕  
〔 例規甲（生企許）第 8 3 号 〕

## 第 1 趣旨

この要領は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「法」という。）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 3 2 年政令第 3 2 4 号）及び核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和 5 3 年総理府令第 4 8 号。以下「府令」という。）に基づく公安委員会の事務等について、山梨県公安委員会事務専決規程（昭和 4 3 年山梨県公安委員会規程第 2 号）等に基づき、その取扱手続等について必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 運搬の届出の受理

- 1 生活安全部生活安全企画課長（以下「主管課長」という。）は、法第 5 9 条第 5 項の規定による核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の運搬の届出を受けたときは、核燃料物質等運搬届出書（府令別記様式第 1。以下「届出書」という。）の記載内容等について届出者（運搬について責任を有する者。以下同じ。）と面接して確認の上、受理するものとする。ただし、運搬が 2 以上の都道府県にわたることとなる場合における他の公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）を経由した届出については、面接による確認を要しないものとする。

なお、関係公安委員会宛ての届出書の提出を受けたときは、宛先に関係公安委員会を記載した封筒（郵便切手を貼り付けたもの）の提出を求めるとともに、届出内容を点検し、関係公安委員会に通知した上、送付するものとする。

- 2 届出書を受理しようとするときは、山梨県警察関係手数料条例（平成 1 2 年山梨県条例第 3 6 号）で定める手数料を納付させるものとする。

## 第 3 協議

主管課長は、届出を受けたときは、直ちに生活安全部長に報告するものとし、生活安全部長は、交通部長及び警備部長に届出書の写しを送付し、運搬の日時、経路等その安全性について協議を行うものとする。

## 第 4 指示

- 1 生活安全部長は、第 3 の協議結果を踏まえ、核燃料物質等の運搬に伴い災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため必要があると認めるときは、府令第 4 条各号に掲げる事項について、法第 5 9 条第 5 項の運搬証明書（府令別記様式第 2。以下「運搬証明書」という。）に指示内容を記載して届出者に指

示するものとする。

- 2 主管課長は、運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合において、指示が行なわれることとなったときは、当該指示の内容をあらかじめ関係公安委員会に通知するものとする。

#### 第5 立入検査等

- 1 生活安全部長は、核燃料物質等の運搬に関する指示に際し、必要があると認めるときは、法第68条第1項の規定により、主管課長又は警察署長に命じて立入検査等を行わせるものとする。
- 2 指揮を受けた主管課長又は警察署長は、速やかに立入検査等を実施し、その結果を核燃料物質等取扱事業所に対する立入検査等実施結果報告書（第1号様式）により生活安全部長に報告するものとする。

#### 第6 運搬証明書の交付

- 1 主管課長は、第2から第5までの手続後、山梨県公安委員会公印規程（昭和37年山梨県公安委員会規程第1号）に規定する1号印を押印し、運搬証明書を作成するものとする。
- 2 主管課長は、運搬証明書を交付するに当たり指示がある場合は運搬に関して責任のある者に直接交付するものとし、指示がない場合は直接交付するほか、届出者が希望する場合には郵送により交付できるものとする。ただし、郵送する場合は、あらかじめ届出者から宛先を記載した封筒（郵便切手を貼り付けたもの）の提出を求めるものとし、直接交付する場合は、交付の際に封筒を返還するものとする。
- 3 関係公安委員会を経由した届出書に係る運搬証明書については、当該関係公安委員会を経由して交付するものとし、関係公安委員会から送付を受けた運搬証明書については、当該関係公安委員会に代わってこれを交付するものとする。

#### 第7 運搬証明書の記載事項の変更の届出及び再交付の申請

府令第5条に規定する運搬証明書の記載事項の変更の届出及び府令第6条に規定する運搬証明書の再交付の申請を受けたときは、第2から第6までに準じて処理するものとする。

#### 第8 緊急やむを得ない事情による変更の取扱い

- 1 荒天等による船舶の入港の遅れ等緊急やむを得ない理由による運搬日時の変更については、運搬証明書の書換えを受ける必要はないものとする。ただし、緊急やむを得ない理由を付し、原則として運搬証明書書換え申請書（府令別記様式第3）を提出させることとし、口頭（電話による場合を含む。）による報告の場合には、運搬証明書書換え申請書の内容に従って報告させるものとする。
- 2 主管課長は、1の報告を受けたときは、運搬証明書書換え申請書受理証明書（第2号様式）に既に交付した運搬証明書を添付して交付するものとする。ただし、他

の公安委員会を經由した報告にあつては、当該受理証明書を交付しないものとする。

- 3 主管課長は、予定車両の故障等により車両の変更を急遽<sup>きよ</sup>行う場合であっても、届出者の責任に帰すべき理由による変更にあつては、運搬証明書書換え申請書を提出させるものとする。

なお、主管課長は、急を要する変更であつて運搬証明書の書換えを行うことができない場合は、運搬証明書書換え申請書受理証明書に既に交付した運搬証明書を添えて交付するものとする。ただし、他の公安委員会を經由した届出にあつては、当該証明書の交付を要しないものとする。

- 4 主管課長は、勤務時間外に緊急やむを得ない場合の変更の申出を受けるときは、口頭（電話）にて警察本部総合当直に報告させることとし、その後、速やかに文書（緊急用変更報告書（別紙）の例による。）を提出させるものとする。報告を受けた警察本部総合当直の宿日直責任者は生活安全部生活安全企画課、生活安全部地域課、交通部交通規制課、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊（高速自動車国道を通行するときに限る。）、警備部警備第二課及び通過地を管轄する警察署に速報し、連絡を受けた担当者は必要な措置を講ずるものとする。

## 第9 関係所属長に対する通報

- 1 主管課長は、運搬及び変更の届出を受理したときは、生活安全部地域課長、交通部交通規制課長、交通部交通機動隊長、交通部高速道路交通警察隊長（高速自動車国道を通行するときに限る。）、警備部警備第二課長及び通過地を管轄する警察署長に通報するものとする。
- 2 主管課長は、運搬に関して指示をしたとき、又は関係公安委員会から指示について通知を受けたときは、関係所属長に通知するものとする。

## 第10 運搬証明書返納の取扱い

主管課長は、運搬証明書の返納を受けたときはこれを受理するものとし、関係公安委員会に係る運搬証明書の返納を受けたときはこれを当該関係公安委員会に送付するものとする。

## 第11 関係公安委員会との連絡

主管課長は、当該運搬に係る災害の防止、特定核燃料物質の防護等公共の安全を図るため、関係公安委員会と緊密な連絡を行うものとする。

## 第12 事故届及び報告の徴収

- 1 事故の届出の受理及び報告の徴収

### (1) 事故届

警察官は法第63条の規定による事業者からの事故届を受理した場合は、事故の状況の把握に努め、主管課長を經由して警察本部長に速報するとともに、関係者と協力して負傷者の救護、交通規制等の必要な措置を講ずること。

## (2) 事故の発生報告

生活安全部長は、法第62条の3及び府令第8条の規定により、核燃料物質等の盗取、所在不明、交通事故、防護対象特定核燃料物質の運搬妨害、核燃料物質等の異常な漏洩若しくは運搬に係る人の障害の発生又はそのおそれのある事故の発生があったときは、原則として次の事項について文書により報告させるものとする。ただし、事故の発生から10日以内に文書で行わせることができないときは、あらかじめ事故の概要を主管課長を経由して電話報告させた上、速やかに文書により報告させるものとする。

- (ア) 事故発生の日時及び場所
- (イ) 事故の原因及び状況
- (ウ) 応急措置の状況
- (エ) 運搬容器の状況
- (オ) 核燃料物質等の漏洩の程度
- (カ) 放射線の測定結果
- (キ) 被害の程度
- (ク) 今後の改善事項
- (ケ) その他必要な事項

## 2 運搬の状況に関する報告の徴収

生活安全部長は、法第67条の規定により、運搬に関し災害の防止、特定核燃料物質からの防護等、公共の安全を図るため必要があると認めるときは、原則として次の事項について文書により報告させるものとする。

- ア 核燃料物質等の運搬従事者に対する安全教育、訓練等の実施状況
- イ 核燃料物質等の運搬実績
- ウ その他運搬に係る必要な事項

### 第13 運搬に関する措置命令等

- 1 警察官は、核燃料物質等の運搬途中における公共の安全を図るため、特に必要と認める状況を認知したときは、直ちに生活安全部長に報告するものとする。
- 2 生活安全部長は、警察官を指揮して当該運搬車両の停止、運搬証明書の提示の請求、運搬証明書に記載された内容に従って運搬しているかどうかについての検査、核燃料物質等による災害の防止、特定核燃料物質からの防護等、経路の変更その他適切な措置を講ずるものとする。
- 3 生活安全部長は、措置命令を行ったときは、速やかに関係公安委員会に通知し、連絡調整を行うものとする。

### 第14 実態の把握及び資料の整備

主管課長は、核燃料物質等の運搬に係る事務を適正かつ円滑に処理するため、平素

から交通部の関係所属長及び警察署長と連携を図り、核燃料物質等の運搬の経路となる道路等の状況について実態把握に努めるとともに、第12により報告を受けた資料を整備しておくものとする。

#### 第15 簿冊の備付け

主管課長は、次の簿冊を備え付け、取扱いの都度、処理の経過を記録しておくものとする。

- (1) 核燃料物質等運搬証明書交付台帳（第3号様式）
- (2) 核燃料物質等運搬証明書書換え・再交付台帳（第4号様式）

#### 第16 留意事項

- 1 届出後の手続を早期に行うため、運搬業者に対して平素から連絡を密にし、運搬に際しては、事前にその内容の連絡が得られるよう関係者の協力を得ておくこと。
- 2 届出は、1回の運搬ごとに行わせること。
- 3 運転員、警備員、運行責任者及び同行者については各1人の予備員を、積載車両、伴走車両及び警備車両については各1台の予備車両を認め届出させるものとする。
- 4 予備員及び予備車両への変更は、運搬証明書の書換えの申請は要しないが、必ず事前に文書又は口頭で報告するよう指導すること。
- 5 運搬証明書の交付に当たって指示を行ったときは、指示の内容及び趣旨を届出者に十分に説明し、運搬従事者にも周知させるよう指導すること。
- 6 緊急やむを得ない理由により、運搬証明書の記載事項に変更が生じたときは、電話等により直ちに生活安全部生活安全企画課（勤務時間外の場合は警察本部総合当直）に報告し、その後速やかに文書による届出又は報告をするよう指導すること。  
なお、緊急やむを得ない理由以外の業者の責に帰すような変更又は最初の運搬届出と基本的同一性を失うような変更については、原則どおり運搬証明書書換え申請又は新たな運搬の届出をさせること。
- 7 運搬証明書書換え申請書及び運搬証明書再交付申請書の受理並びにこれらの運搬証明書の交付については、関係する一の公安委員会を経由して行われることから、受理及び交付に当たっては、その経過を明確にするとともに紛失防止等に配慮すること。

#### 第17 警察庁等への報告

- 1 主管課長は、運搬及び変更の届出を受理したときは、警察庁及び関東管区警察局に報告するものとする。ただし、他の公安委員会を経由した届出については、これを省略することができる。
- 2 主管課長は、核燃料物質等の盗取、所在不明等運搬に係る事故が発生したときは、警察庁及び関東管区警察局に報告するとともに、関係公安委員会に通報するものとする。

## 第18 その他

- 1 主管課長は、この要領に定める事務の決裁を生活安全部生活安全企画課許認可管理室長（以下「室長」という。）に行わせることができる。
- 2 室長は、1の決裁を行ったときには、定期的に主管課長に決裁状況を報告するものとする。

様式 省略